

新型コロナウイルス感染症による傷病見舞金の 給付基準の変更について

日頃、本会事業につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに罹患した場合の傷病見舞金（教育奉謝金拠出校が対象）及び特別見舞金（教育厚生会会員が対象）の給付基準については、罹患した本人はもとより家庭の負担等を考慮して、陽性判定に伴う自宅療養等も入院とみなし、症状の如何に拘らず給付対象としてきました。

しかしながら、昨今ワクチン接種が進み重症化リスクが減っていること、また保健所や職場による濃厚接触者の特定や出勤制限が緩和され、家庭の負担も軽減されてきていることから給付基準を下記の通り変更いたします。

急な変更となり誠に恐縮ではございますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 変更後の給付基準

(1) 対象：新型コロナウイルスに感染(PCR検査で陽性判定)し、医療機関に入院した療養者。
宿泊施設での療養、自宅療養のみの場合は入院とみなさず、対象外となります。

(2) 期間：入院を含む、前後の欠勤及び欠席期間。
20日以上、30日以上で長期加算あり。

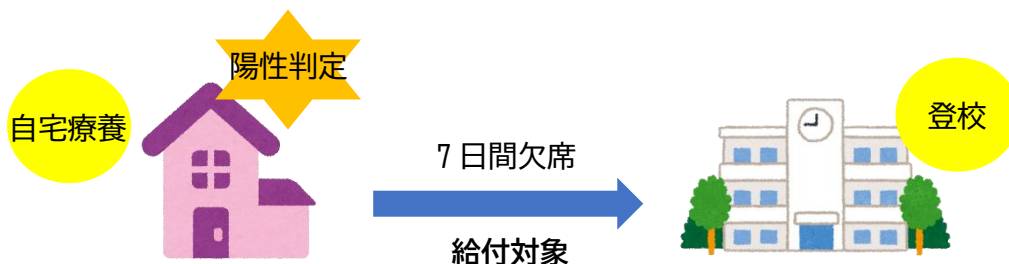
2. 基準変更の開始時期

2022年7月1日発症分より(2022年6月30日発症分まではこれまで通りの基準で給付)

2022年6月30日発症分まで

<例1>PCR検査で陽性判定になり、7日間欠席（自宅療養）

これまでの基準となりますので、自宅療養及び宿泊療養（＝入院）が5日以上であれば **給付対象** となります。



中面もご確認ください

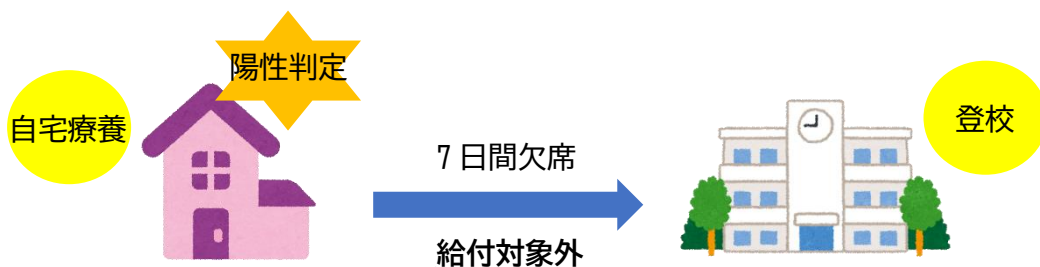


2022年7月1日以降発症分

※新型コロナウイルス感染症については、入院を伴わない欠席の場合は対象外です。

<例1>PCR検査で陽性判定になり、10日間欠席（自宅療養）

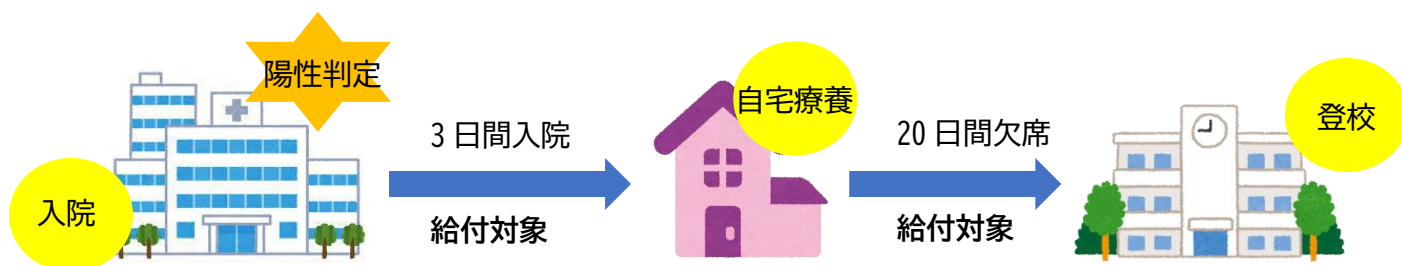
自宅療養及び宿泊療養は入院とみなさないため、給付対象外 となります。



<例2>PCR検査で陽性判定になり、3日間医療機関へ入院。

その後20日間欠席（自宅療養）し、合計で23日間の欠席

3日間入院しているため、その後の自宅療養も含め、給付対象 となります。
また、合計で20日間を超えているため、長期加算もあります。



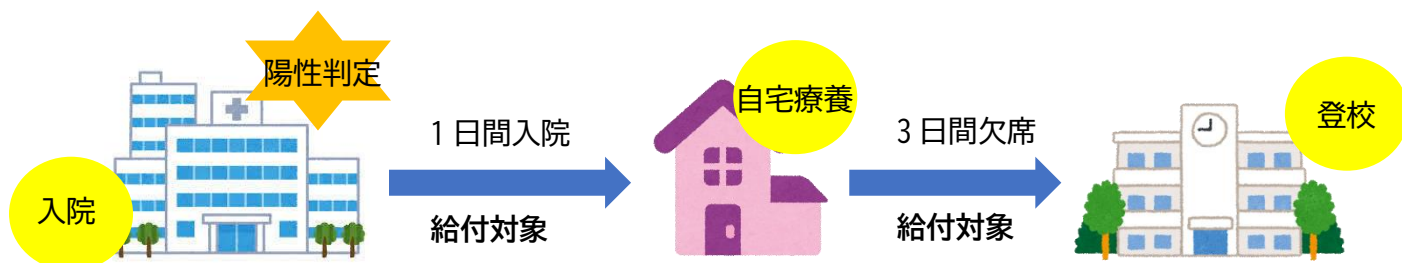
■申請書の記入方法

<h2 style="margin: 0;">傷病見舞金申請書</h2> <p style="margin: 0;">(新型コロナウイルス感染症専用)</p>			2022年7月1日 以降発症分	
フリガナ	コウセイ タロウ		職名または学年	1年
対象者氏名	厚生 太郎		年 齢	満 7 歳
傷 病 名	新型コロナウイルス感染症	医療機関名 (入院先)	きずな病院	
休暇・欠席期間 (土日含む)	2022年7月1日～2022年7月23日		23日間	
※宿泊施設での療養、自宅療養は入院とはみなしません。(入院日数 3 日)				

<例3>PCR検査で陽性判定になり、1日間医療機関へ入院。

その後3日間欠席（自宅療養）し、合計で4日間の欠席

1日間入院しているため、その後の自宅療養も含め、給付対象となります。



■申請書の記入方法

傷病見舞金申請書 (新型コロナウイルス感染症専用)			2022年7月1日 以降発症分	
フリガナ	コウセイ タロウ		職名または学年	1年
対象者氏名	厚生 太郎		年齢	満 7 歳
傷病名	新型コロナウイルス感染症	医療機関名 (入院先)	きずな病院	
休暇・欠席期間 (土日含む)	2022年7月1日～2022年7月4日		4日間	
※宿泊施設での療養、自宅療養は入院とはみなしません。(入院日数 1日)				

申請についてのお願い

- 送付時はなるべく1つの封筒に複数枚をまとめて入れてください。
- 保護者様から直接本会へ申請ではなく、所属所で取りまとめて申請ください。
- 申請書は所属所で確認の上、送付ください。
※所属所欄が空欄のため所属所を確認できず、未給付となっている方がいます。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課

〒030-0823 青森市橋本一丁目2-25 TEL 017-721-1313

E-mail jigyou@a-kyouiku-kouseikai.or.jp

ホームページ <https://www.a-kyouiku-kouseikai.or.jp>

